

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認石川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 3件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から同年6月まで

私が20歳になったので、母が私の国民年金への加入手続を行い、婦人部を利用して保険料を納付していた。国民年金手帳では昭和43年7月から同年10月までは検認印が押されていないのに保険料が納付されたことになっている。同じく検認印が押されていない申立期間についても母が保険料を納付したはずである。未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は、申立期間の3か月を除きすべて納付されている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和43年11月直前の同年7月から同年9月までの保険料は過年度納付されており、申立人の保険料を納付したとする申立人の母の納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人の母は国民年金制度発足当初からの保険料を完納している上、申立期間当時、同居していた申立人の兄及び兄の妻の国民年金保険料についても、未納無く保険料が納付されており、申立人の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月及び同年 5 月

申立期間については、婦人会が国民年金保険料を集金に来て保険料を納付した。申立期間の国民年金の加入資格が取り消され、保険料は還付済みとされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 4 月 1 日に国民年金に任意加入し、申立期間について国民年金保険料を納付していたことは、申立人が所持する町内会婦人部の領収書で確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 59 年 11 月に取り消されているが、申立人は、国民年金加入資格が取り消された場合に回収されるはずの年金手帳を保管しており、納付された申立期間の国民年金保険料が還付された記録が社会保険庁の国民年金被保険者記録に無い。

さらに、申立人は厚生年金保険の資格喪失後に国民年金に任意加入しており、再度厚生年金保険に加入した時期に国民年金への資格喪失の届出は適正に行われていることから、申立期間に納付された国民年金保険料を還付する理由は無い。

加えて、申立人には国民年金の資格を取り消される事由も存在せず、国民年金加入資格が取り消されることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 石川国民年金 事案253

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月

私は、昭和46年8月に国民年金に任意加入し、以後、国民年金保険料を納付してきた。申立期間についても任意加入の資格喪失届を提出したことも無く、当然、再加入手続も行っていない。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年8月に国民年金に任意加入し、満60歳になるまで、申立期間を除く国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識が高かったものと推認される。

また、市役所が保管する国民年金被保険者名簿では、任意加入の資格喪失が昭和58年4月1日、再加入の資格取得が同年5月17日と記載されているが、申立人は、一貫して資格喪失及び再加入の手続を行っていないと主張している上、申立人が所持する年金手帳に申立期間に係る資格喪失日及び資格取得日が記載されていないのは不自然である。

さらに、申立期間の前後を通じて申立人の夫の職業に変化は無く、保険料が納付できなくなるような経済的事情も見当たらないことから、資格喪失の届出をした事実が無いという申立人の主張は基本的に信用でき、申立人に厚生年金保険等に参加するなどの国民年金資格喪失につながる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年3月まで

国民年金に加入した時期については定かではないが、国民年金保険料の納付を始めたのは、過年度納付書が送られてきたことがきっかけで、それ以後の保険料はすべて納付したはずである。また、当時の家計簿にも保険料の記載があり、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、過年度納付をした昭和48年7月以降の約35年間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人から提出された家計簿によると、申立期間に係る国民年金保険料についての記載があり、申立人が申立期間に保険料を納付していたことがうかがえる。

さらに、社会保険庁の電算記録によると、申立期間直前の昭和50年4月から同年9月までの国民年金保険料が未納とされていたが、国民年金被保険者台帳に納付の記載があることなどから、平成19年8月に納付済みに記録が訂正されており、申立期間についても行政の記録管理が適正に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和20年9月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については190円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月1日から同年9月1日まで

申立人は、昭和14年4月にA社に入社し、継続して勤務していた(昭和26年5月以降は同社の後継会社であるB社に勤務)にもかかわらず申立期間については厚生年金保険に未加入となっていた。当該期間も勤務していたことは明らかであるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する「退職金計算説明書」によると、退職金計算開始年月日は「昭和14年4月5日」、退職年月日は「昭和39年7月31日」、勤続年数は「25年4月」と記録され、この勤務年数には申立期間も算入されていることから、当該期間については申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、事業所名は確認できないものの申立人の昭和19年6月1日から20年4月1日までの期間の厚生年金保険の記録が確認できるが、当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿は社会保険事務所では見つからない。

また、確認できる被保険者名簿では昭和20年4月1日から同年5月1日までの厚生年金保険被保険者期間の記録があり、備考欄には同日に転勤

との記載が確認できる。しかしながら、同名簿には同年9月1日からの記録が並行して記載しており、いずれの記録にも22年6月1日の標準報酬月額が記録されていることから、申立人が20年5月1日に資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったものとは認め難い。

さらに、A社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の記載がある9箇所のうち、生年月日が誤っているものが3箇所、氏名が誤っているものが1箇所、厚生年金記号番号が誤っているものが1箇所みられる。

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険記号番号払出簿で、申立人と同ページに記載されている者のうち、A社の同僚であったと確認ができる14名について厚生年金保険被保険者記録を検証したところ、8名が厚生年金保険被保険者記録を確認できなかった。

これらのことから、社会保険庁のオンライン記録の根拠となる被保険者名簿に記載されている記録は、不自然なものとなっており、社会保険事務所において年金記録の管理及び処理が適正になされていないものと推認される。

これらを総合的に判断すると、昭和20年5月1日の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は同年9月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年4月の社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿の記録から190円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における厚生年金保険の資格取得日に係る記録を昭和36年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月1日から同年9月1日まで

私は、昭和29年8月にA社（現在は、B社。）C支店に採用され、36年8月にA社本社に転勤になった。退職した訳でもないのに厚生年金保険加入記録が1か月空白になっていることは納得ができない。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人及び申立人の当時の上司、同僚の供述等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和36年8月1日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年9月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から45年3月まで

母が私の国民年金への加入手続を行い、町内会又は婦人会の集金を通じて国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間について保険料が未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、国民年金の加入手続や保険料納付に関与しておらず、納付したとする申立人の母は病気療養中のため事情聴取は困難であり、当時の状況は不明である。

さらに、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年11月に払い出され、その際に20歳となる41年11月にさかのぼって申立人は被保険者資格を取得しており、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、払出時点で、46年3月以前の国民年金保険料は過年度又は特例納付の保険料となり、町内会又は婦人会の集金を通じては納付できない。

加えて、①昭和45年4月から46年3月までの保険料については、申立人の母が社会保険事務所又は役場で過年度納付書を発行してもらい納付したと考えられること、また、②申立人が所持する国民年金手帳によれば、46年4月から同年6月までの期間及び46年12月から47年3月までの期間については47年4月26日に印紙検認が行われているが、46年7月から同年11月までの期間については印紙検認が行われていないことから47年5月以降に過年度納付したと考えられることから、47年5月以降の時点で申立人の母は、過年

度納付が可能であった45年4月以降の保険料を納付したことがうかがえる。

そのほか、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月及び48年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月及び48年3月

私は、申立期間当時、老後の生活を心配しており、間違いなく国民年金保険料を納付することを心掛けていた。申立期間が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の年金記録は平成12年4月に厚生年金保険と国民年金の記録統合が行われるまでは、昭和39年2月から61年8月まで継続して国民年金被保険者期間であり、このうち申立期間を含む昭和46年4月から48年3月までの間が未納期間となっていた。この期間について申立人は、継続して厚生年金保険に加入していたと考えていたとしており、これは申立期間の国民年金保険料を納付していたという主張と整合しないほか、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶が無いとしており、当時、国民年金保険料を納付しなかったと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から同年9月まで  
申立期間については、自分で納付したと思うが、納付方法や納付場所については覚えていない。金融機関の人から「サラリーマンの妻なのに未納期間があるのはおかしい。」と言われて申し立てした。今まで未納による督促も受けたことは無いのに未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、申立期間当時の納付方法等について記憶しておらず、申立人の夫からも当時の保険料の納付に係る具体的な供述が得られない。

さらに、申立人は、金融機関の職員から「サラリーマンの妻なのに未納期間があるのはおかしい。」と言われて申し立てたと述べているが、サラリーマンの妻が国民年金第三号被保険者資格を取得し、自ら保険料を納付する必要がなくなったのは、昭和61年4月の国民年金第三号被保険者制度導入以降であり、同制度導入前である申立期間については、国民年金に加入していた上で納付していなければ当然、未納として記録されることとなる。

加えて、社会保険庁の記録によれば、申立期間後の昭和59年10月から60年3月までの保険料を61年12月16日に過年度納付したことが記録されており、この過年度納付の時点で申立期間の保険料については時効により納付できなかったものと考えられる。

ほかに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年9月までの期間、38年4月から同年9月までの期間及び39年10月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年9月まで  
② 昭和38年4月から同年9月まで  
③ 昭和39年10月から40年3月まで

私は、町会長に勧められて国民年金に加入し、毎月、町会長の集金を通じて国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、「町会長のA氏を通じて保険料を納付した。」と述べているが、A氏は既に亡くなっており、町会の当時の集金に係る資料も無いことから当時の状況は不明である上、市役所の記録によると、町会長のA氏は昭和42年3月から町会長に就いており、申立期間当時A氏に納付することはできない。

さらに、社会保険事務所が保有している国民年金被保険者台帳によると、申立期間①については、申立期間①直後の昭和37年10月から38年3月までの国民年金保険料を40年1月に過年度納付したことが記録されていることから、この過年度納付の時点で申立期間①の保険料は時効により納付できなかったものと考えられ、申立期間②についても、申立期間②直後の38年10月から39年3月までの保険料を過年度納付したことが記録されており、申立内容のとおり集金により定期的に保険料を納付していた状況はみられない。加えて、申立人の昭和39年度の国民年金保険料については、申請免除期間となっていたが、翌年度以降に39年4月から同年9月までの保険料を追納したことが記録されており、申立期間③については、申請免除期間の追納保険料となることから、町会を通じて納付することはできないほか、申立人に聴取してもこれら

の<sup>そきゅう</sup>遡及納付の記憶は無く、申立期間についても<sup>そきゅう</sup>遡及納付した状況は見いだせない。

ほかに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 17 日から同年 9 月 1 日まで  
昭和 42 年 7 月に A 社を退職後すぐに B 事業所に勤務したが、厚生年金の加入開始時期が同年 9 月になっているのが納得できない。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 事業所が保有する申立人に係る人事記録、及び申立人から提出された人事異動通知書から判断すると、申立人が申立期間について B 事業所に技術補佐員として臨時採用され勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことについて確認できる給与明細等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料が控除されていたかどうかについての記憶もあいまいである。

また、B 事業所が保有する厚生年金保険帳簿に記載された申立人の健康保険・厚生年金保険資格取得日及び喪失日は社会保険庁の記録と一致することから、申立期間には厚生年金保険資格取得届が提出されていないことが確認できる。

さらに、B 事業所の人事担当者は、「健康保険・厚生年金保険資格取得時の標準報酬月額を確認して厚生年金保険帳簿に記載してからでないと、申立人の給与から社会保険料を控除することはあり得ない。」と供述している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 5 日から同年 7 月 19 日まで  
昭和 45 年 6 月に A 社に勤務して 1 週間ぐらいで健康保険証を受け取った。健康保険証を受け取っていながら厚生年金保険の加入がないことに納得がいかないので、申立期間について厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社には、申立人が申立期間において勤務していたことを示す資料は残されていないが、申立人の入社の際の経緯に係る記憶や当時の同僚の供述等から、前勤務先 B 社を辞めてすぐに A 社に勤務したことが推測できる。

しかし、入社後すぐに健康保険証を受け取ったとする記憶について、申立人は実母の被扶養者取得の必要があったことを根拠と主張しているが、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、実母に係る被扶養者の記載は見られないことから、申立人の主張は不自然である。

また、申立人は、厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は保管しておらず、A 社にも、申立期間当時の給与、社会保険料控除等に関する資料は保存されていない。

さらに、当時の同僚等について、その入社した時期と厚生年金保険の被保険者資格取得の時期を比較してみると、必ずしも一致しておらず、概ね入社から数か月後に資格取得していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年8月1日から30年2月10日まで  
② 昭和30年5月19日から同年7月31日まで

私は、昭和29年8月から30年7月末まで、A社に勤務したはずであるが、年金記録は30年2月10日から同年5月19日までになっている。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶も無い。

また、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和30年7月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該事業所に係る申立人の記憶があいまいであることから、当時の事業主及び役員等の事業所関係者の特定も困難であり、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等に関する事実について供述も得られない。

さらに、連絡がついた当時の同僚は、申立人を憶えておらず、当該事業所における厚生年金保険の取扱いや保険料控除の実態についても「知らない。」と供述するのみで、事業主により給与から保険料を控除されていた事実を裏付ける供述も得られない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の氏名の記載も無いことから、事業主により申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。